

決算議案に対する附帯決議

	項目	意見・提言など（議会として市に回答を求める事項）
総務委員会	世界遺産活用推進事業	①定期的にアンケートを実施し、来訪者や市民の意見を十分に聞くとともに、リピーターをふやすための施策に取り組むこと。 ②小・中学生に対して、バスなどを利用した来訪を促す仕掛けづくりを行うとともに、各種団体に対しても働きかけ、団体での来訪に向けた取り組みを検討すること。 ③市民が世界遺産である三重津海軍所跡を誇りに思い、何度も来訪されるような工夫や取り組みを大々的に行うとともに、より一層の周知に努めること。 ④来訪者の満足度を高めるためにも、三重津海軍所跡周辺へのお土産を取り扱う店舗や飲食店などの出店を促すような振興策を検討すること。 ⑤市外、県外からの来訪者をふやすためにも、東よか干潟や昇開橋などの周辺観光施設及び他の世界遺産とも連携して、さらなる認知度の向上に努めること。 ⑥視覚的に何らかの形で見えるようにするためにも、将来的にはドライドックのレブリカ設置や凌風丸の復元など、来訪者や市民の目を引き、満足度を高めることができるような施設整備を検討していくこと。
文教福祉委員会	市立図書館開館20周年記念関連経費	①イベントを行う際には、イベント時の入館者数だけでなく年間を通じた入館者数の増加につながるような企画にするとともに、時代の変化に応じつつ人が集うコンセプトを持った新しい市立図書館としての特色を出していけるような内容のものにすること。 ②図書館の活性化に向けて、本館のみではなく、分館・分室と連携し、全館を挙げた取り組みを行っていくこと。 ③市立図書館開館20周年記念事業を契機として、市民が図書館に求めるニーズの調査・研究に努めるとともに、図書購入費の見直し、パブリックスペースのあり方、人員体制などの組織改革について検討していくこと。
	さが桜マラソン大会開催経費	①運営費を負担している市として、経費や業者の選定などの大会の運営に関してより積極的にかかわっていくこと。 ②大会参加費については、安全対策を十分に行った上で適正な金額となるよう精査を行うこと。 ③マラソンの募集方法については、参加者の意見を参考にした公平性のある方法を検討していくこと。 ④ランナーやボランティアの意見を十分に調査し、走った後の休憩場所の確保やボランティアに対する支援などについて検討を行うこと。
経済産業委員会	森林セラピスト育成事業	①事業本来の趣旨を再確認し、森林浴体感ツアーの実施のみにとどまらず、森林セラピスト及び森林浴ガイドの育成に向けた支援を行うこと。 ②森林浴ガイドの募集に当たっては、山岳会や野外活動団体などと連携し、より広く応募がなされるような工夫を行うこと。 ③森林セラピーには、森林の持つ癒やしやストレス解消といった効果が認められていることから、公民館を通じた情報発信や企業研修への活用の呼びかけを行うなど、積極的な啓発に努めること。 ④森林浴体感ツアーについては、団体など大人数の申し込みに対応できる体制を整えること。 ⑤観光振興の観点から、観光協会等との連携を強化し、さらなる事業の拡充を図ること。 ⑥森林に対する市民の意識を広げるきっかけとし、ひいては森林涵養や里山の振興につながるような取り組みとすること。
	えびすなどを活用した商店街活性化事業	①若い世代を取り込む工夫を行うなど、実施主体である恵比須DEまちづくりネットワークの活性化及び機能強化に向けた支援を行うこと。 ②恵比須ガイドを育成するための支援を行うこと。 ③事業のさらなる活性化のため、市民参画による恵比須八十八ヶ所巡りのルート設定を行うなど、新たな試みによる事業の拡充を図ること。 ④旧市内を中心としたものだけでなく、旧町村も含めたイベントを開催し、観光振興策としての全市的な取り組みを検討すること。

	項目	意見・提言など（議会として市に回答を求める事項）
建設環境委員会	清掃工場 二酸化炭素 分離回収設備 維持管理事業	①施設整備費や維持管理経費については、状況の変化を踏まえ、実態に即した収支計画の見直しを行うこと。 ②企業誘致や二酸化炭素の農業利用の観点からも事業を推進する必要があることから、それに対応できるよう所管部署の体制の見直しや強化を図ること。 ③事業の進捗状況等を適宜、議会へ報告すること。
	カラス対策 経費 (捕獲事業)	①カラスの捕獲数の年度目標を達成するよう努力すること。 ②箱わなの設置について、住民の理解を得られるよう自治会等と協働し、箱わなを増設すること。 ③箱わなによる捕獲以外の効果的な方法についても調査研究を行うこと。 ④市街地における適正なカラスの生息数を把握すること。

『決算議案に対する附帯決議』に回答を求める！

一般的に附帯決議は、議案の審議結果とともに市長に送付されるだけですが、佐賀市議会では、附帯決議に対する処理方針等についての回答を求めています。

回答は、来年度の予算を審議する来年の3月定例会前の2月頃になる予定です。

回答内容は、市議会だよりやホームページなどで市民の皆様にお知らせします。



市長へ附帯決議を提出 9月25日（左：正副議長 右：市長）

決算の認定

決算は、予算を執行した結果として、収入・支出の状況等を示すものであり、議会の認定を受けて確定します。

議会は、議決によって決定された予算が適正に執行されたのか、また、目的としていた行政効果が得られたのかなどを決算審査の中で確認し、認定するかどうかを判断します。

審査における議会の意見

議会の決算審査の中で出された意見は、市が尊重すべきものであり、仮に議会が決算を認めなかった場合（不認定）、市は、その要因を次年度の予算や事業運営においては是正する道義的な責任を負いますが、これらに法的な拘束力はありません。

附帯決議とは

平成27年度から佐賀市議会では、決算の認定において、特に改善や留意が必要と判断した事項について、意見や提言を決議として付しています。

この附帯決議は、議会全体の意思として、次年度以降の予算や事業運営に反映することを求めており、市が極めて重く受け止めるべきものです。